

ソーラーカーポート等で 自家発電しませんか？

京都府内で事業を営む
中小企業、医療法人、
社会福祉法人、
学校法人等の皆様
への支援を目的とした
補助事業です。

未利用地を活用した太陽光発電設備等（ソーラーカーポート等）を導入し、発電した電力を自家消費していただくことで、事業継続と経営改善を支援します。

ソーラーカーポート（一体型 / 搭載型）及び蓄電池と災害時（停電時）用コンセントの一括導入に必要な経費を支援

※既にあるカーポートの上に太陽光発電を設置する場合も対象
※ガレージ等の車庫は対象になりません。

申請受付期間

令和4年9月27日（火）～
（令和5年2月28日（火）までに補助事業が完了するものに限る）
※ただし、予算額に達した場合はその時点で募集を終了します。

補助率

補助対象経費（消費税を除く）の1/2以下

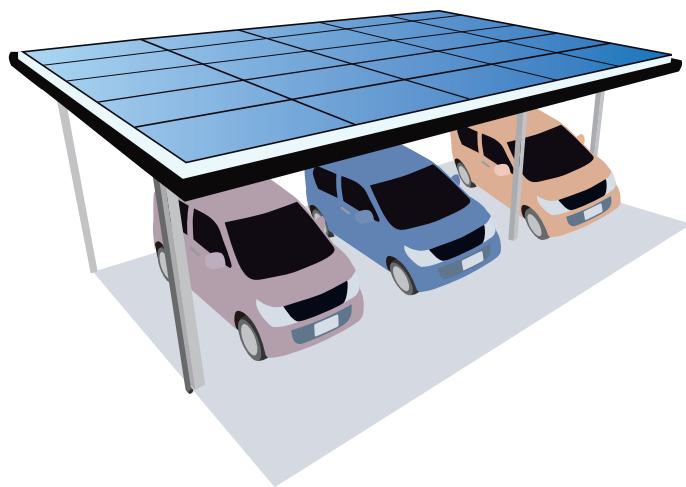
補助上限額

500万円

補助対象

- 太陽光：一体型 / 搭載型のソーラーカーポート
（パワーコンディショナー 5kW 以上、積載率 1 以上）
- 蓄電池（車載型も対象）
- 災害時・停電時用コンセント

上記3点を一括して導入していただく必要があります。



※自家消費を目的とするもので固定価格買取制度等による売電は対象外です。

※蓄電池は車載型（EV・PHV）も対象となりますが、補助金額は定額になります。

裏面もご確認ください。

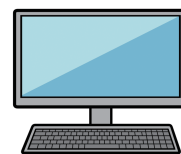
諸 注 意

- 中小企業者等とは、中小企業者のほか、医療法人、社会福祉法人、学校法人等を指します。
- 補助金に応募できる者は、共同事業者を含め、「応募要領」別紙に記載する暴力団排除に関する誓約書に誓約できる者としてします。
- 固定価格買取制度（FIT）・FIP（Feed-in Premium）制度による、売電は対象外です。
- 環境価値をJクレジット等で取引する場合も対象外です。
- PPA 及びファイナンスリース契約による導入も、同一の者が一体的に導入する場合は対象です。※詳しくは「募集要領」をご覧ください。
- 新規導入費用が対象です。中古品の導入は対象になりません。
- 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには、一切応じられません。

申 請 書 等

申請書・要領等は下記のホームページよりダウンロードできます。

<https://kcfca.or.jp/uul2022>



申 請 書 提 出 先 ・ お 問 い 合 わ せ

KCfCA 京都府地球温暖化防止活動推進センター
Kyoto Center for Climate Actions (NPO 法人 京都地球温暖化防止府民会議)

京都府未利用地活用再生可能エネルギー導入促進事業
補助金窓口

〒604-8417 京都府京都市中京区西ノ京内畑町 41-3

 **075-803-1129**

(9 時～ 17 時 土日祝日を除く)

 **uul@kcfca.or.jp**



お気軽に
お問い合わせ
ください

※本補助事業は、京都府の「京都府未利用地活用再生可能エネルギー導入促進事業補助金」の間接補助の形式で執行されます。当法人（NPO 法人京都地球温暖化防止府民会議＜京都府地球温暖化防止活動推進センター＞）において補助事業の募集・採択を行い、補助金を交付します。

※この印刷物の作成過程で排出される CO₂ は、京-VER によりカーボンオフセットされています。

